資料４－１

第５３回大阪府障がい者施策推進協議会(R5.3.24)資料

障がい（児）福祉計画の計画期間の大阪府の考え方について（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 国の基本指針 | 大阪府の考え方（案） |
| 障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。 | 国指針を踏まえ、大阪府においては、障がい福祉計画等を三年を一期として作成する。市町村においては、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とするが、その場合においても、三年を一期とした成果目標及び活動指標を設定し、大阪府に対し報告を行うこととする。また、国が基本指針を改定した時点において、報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。計画期間の設定について大阪府においては、障がい福祉計画等について、国における三年毎のサービス提供のあり方の見直しを含めた障がい福祉サービス等報酬改定の内容等を踏まえて作成する必要があり、この改定等に合わせた計画期間とすることが合理的である。また、障害者基本法に基づく障がい者計画（計画期間六年）と一体的に策定していることからも三年を一期とすることが望ましい。 |